

## 審議会等の設置及び運営に関する指針

平成 14 年 1 月 18 日制定  
 平成 19 年 7 月 24 日一部改正  
 平成 22 年 10 月 13 日一部改正  
 平成 25 年 4 月 1 日一部改正  
 平成 28 年 1 月 22 日一部改正  
 平成 29 年 4 月 1 日一部改正  
 令和 2 年 4 月 1 日一部改正

### 第 1 目的

この指針は、審議会等の設置（「附属機関の設置」又は「懇談会等の開催」をいう。以下第 8、第 9において同じ。）及び運営に関する基本方針を定めることにより、県民の県政への参画を促進するとともに、公正で透明な県政を推進することを目的とする。

### 第 2 審議会等の定義

この指針において、「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）
- (2) 有識者等からの意見を聴取し、又は有識者等との意見の交換を行い、専門的知識、意見を必要に応じて県政に反映させることを主な目的として、要綱等により開催する懇談会等（以下「懇談会等」という。）

### 第 3 審議会等の委員の選任

審議会等の委員（「附属機関の委員」又は「懇談会等の構成員」をいう。以下同じ。）の選任に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ただし、法律等に別段の定めがあるなど、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 審議会等の機能が十分発揮されるよう幅広い分野から適切な人材を選任すること。
- (2) 関係団体の推薦により委員を選任する場合は、当該団体の代表者に限らず、審議会等の担任事務又は開催目的にふさわしい知識や経験を有した適任者が得られるよう十分配慮すること。  
また、関係団体の推薦により委員を選任するにあたっては公平性、中立性に十分配慮すること。
- (3) 県職員は委員に選任しないこと。
- (4) NPO 法人等の民間団体の活動が活発な分野について審議などをを行う場合は、官民協働の観点から NPO 法人等の関係者を委員に選任するよう努めること。

(5) 審議会等の担任事務又は開催目的に応じ、原則として委員の一部を公募により選任することとし、委員数の概ね2割を公募により選任するよう努めること。なお、公募委員の比率が2割を下回る場合は、その理由を明らかにすること。

この場合においては、審議会等ごとに公募要領を定めるとともに、県のホームページへの掲載及び各種広報媒体を通じて県民に周知すること。

(6) 女性委員を幅広い分野から積極的に登用することとし、審議会等の委員に占める女性委員の比率が全体として5割となるよう努めること。なお、女性委員の比率が5割を下回る場合は、その理由を明らかにすること。

また、複数の委員を公募する場合は、公募委員に占める女性委員の比率が5割となるよう努めること。

(7) 委員を再任する場合は、その任期が2年の場合には4期まで、3年の場合には3期までとするよう努めること。また、2年若しくは3年以外の任期を定めている場合又は任期の設定がない場合には、引き続き10年を超えないよう努めること。

また、過去の出席状況等に留意すること。

(8) 複数の審議会等において同一人を重複して委員に選任しようとする場合、重複就任数は3以内とするよう努めること。

(9) 委員は、幅広い年齢層から選任するよう努めること。なお、審議等の内容により、若者（概ね30歳代まで。）の登用に努めること。

(10) 委員の数は、実効性のある審議又は意見聴取等及び円滑な会議の運営を図るため、15人以内とするよう努めること。

(11) 県議会議員に就任依頼をする審議会等は、法令、条例に定めのあるもののほか、県行政の基本的方向性を審議する審議会等とすること（平成27年12月11日付け県議会議長通知）。

#### 第4 審議会等の会議の運営

附属機関の運営にあたっては、法律若しくはこれに基づく命令で定めるものを除くほか、長野県附属機関条例（令和2年長野県条例第3号。以下「附属機関条例」という。）の定めるところによることを原則とするとともに、審議会等の会議の効果的かつ効率的な運営を確保するため、審議会等の所管課（室）は、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 会議の資料は簡素化に努め、あらかじめ時間的余裕をもって配布することにより、資料説明にいたずらに時間を費やさないこと。

(2) 会議の開催回数は必要最小限とし、終了時刻を明示するなど、会議の効率化を図ること。

(3) 審議又は意見聴取等の経過を明確にするため、議事録（議事要旨の記録を含む。）を作成すること。

(4) 会議において活発な議論がなされるよう、日頃から委員への積極的な情報提供に努めること。

(5) 審議会等は、県民等から意見を聴取することが適當と認められるときは、直接又は県のホー

ムページ若しくは各種広聴媒体を通じて意見陳述等の機会を設けるなど、十分意見を聞くよう努めること。

- (6) 附属機関にあっては、必要に応じて部会、専門委員会等を設置し、会議の機動的な運営を図ること。
- (7) 附属機関にあっては、答申文をまとめるに際して、委員からなる起草委員会を設けるなど、単に事務局の原案を形式的に追認するだけの附属機関とならないよう配慮すること。

## 第5 審議会等の会議の公開

審議会等の会議は、原則として公開することとし、公開に当たっては次の事項に留意するものとする。

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴及び会議結果の公表により行うこと。
- (2) 会議の傍聴は、会議場に一定の傍聴席を設けて、希望する者に傍聴を認めることにより行うこと。
- (3) 傍聴を認める会議の開催に当たっては、あらかじめ審議会等の名称、開催日時、場所、議題、傍聴者の定員、傍聴手続等について、原則として開催日の1週間前、遅くとも3日前までにプレスリリースするとともに、県のホームページに掲載することにより県民に周知すること。
- (4) 会議結果の公表は、議事録及び会議資料の県のホームページへの掲載、行政情報センター、行政情報コーナー等への備え付けにより行うこと。
- (5) 会議資料の公表は会議終了の日から概ね2週間以内を目安に、また、議事録の公表は概ね1ヶ月以内を目安に行うよう努めること。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、附属機関にあっては審議会等の長がその会議に諮って、懇談会等にあっては所管課において、それぞれ非公開の決定を行うことができる。なお、非公開の理由の開示を求められた場合には、それを明らかにすること。
  - ア 長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）第7条各号に定める非公開情報について審議する場合
  - イ 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められる場合
- (7) 附属機関の会議の公開又は非公開の決定は、附属機関の長が会議の開催日時等の決定にあわせ、会議に諮って行うこと。なお、あらかじめ会議に諮ることができない場合は、各委員の意思を確認し事前に決定すること。
- (8) 会議の傍聴を認めない場合であっても、議事要旨の記録等の公開が可能な場合、会議結果の公表は行うこと。

## 第6 附属機関の設置

附属機関の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 調停、審査、諮詢又は調査のために置く審査会、審議会、調査会等は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、附属機関として法律又は条例に基づいて設置するものであること。
- (2) 附属機関を新設する場合は、類似又は関連する既存の審議会等の有効活用及び一般的な会議の開催等による対応を十分検討し、安易に設置しないこと。
- (3) 条例に基づく附属機関については、施策、制度等を体系的に定めた条例において必要な附属機関の設置並びにその組織及び運営に関する事項を規定する場合を除き、原則、附属機関条例に規定して設置すること。
- (4) 附属機関の担任する事務に係る案件が恒常に発生しない場合は、必要な都度委員を任命すること。
- (5) 附属機関の担任する事務が臨時的なものである場合は、その設置期間を明らかにすること。

## 第7 懇談会等の開催

懇談会等の開催に当たっては、附属機関と明確に区分するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 名称は「懇談会」、「懇話会」、「研究会」等とし、「審査会」、「審議会」「調査会」等の名称を用いないこと。
- (2) 要綱等の開催目的、活動内容中に「調停」、「審査」、「諮詢」又は「調査」の表現を用いないこと。
- (3) 県から懇談会等に対して「諮詢」を行わないこと。
- (4) 懇談会等の結論を統一させるための「合議」、「採決」等を行わないこと。また、要綱等に採決の方法及び定足数等の議事手続きを定めないこと。
- (5) 懇談会等としての意思を表明する「答申」、「承認」等を行わないこと。
- (6) 計画、指針等の策定について意見聴取等を行うための懇談会等において、計画等の策定、決定は県が主体的に行うものとし、懇談会等において策定、決定する形をとらないこと。
- (7) 特定の施策等について、特定の期間に意見聴取等を行うために開催するものとし、常設の会議体としないこと。また、原則として要綱等に開催期間を明記すること。
- (8) その審議内容等から、条例により附属機関として設置すべきものについて、急を要する等の理由で要綱等により開催しないこと。
- (9) 第6(2)は、懇談会等の開催について準用する。

## 第8 審議会等の設置等の場合の協議

審議会等の設置（懇談会等の該当の確認を含む）、委員の改選及び条例又は要綱等の改正を行う場合は、その内容が本指針に沿ったものであるか確認するため、あらかじめコンプライアンス・行政経営課に協議すること。

## 第9 審議会等の設置の見直し

次のいずれかに該当する審議会等については、原則として廃止又は統合するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したもの。
- (2) 社会経済情勢の変化等により、必要性が著しく低下してきたもの。
- (3) 会議の開催回数が少なく、形式的で、設置の効果が乏しいもの。
- (4) 関係者からの意見聴取等の方法により設置目的の達成が可能であり、必ずしも審議会等を置く必要がないもの。
- (5) 設置の目的、所掌事務及び委員の構成が類似しているなど、他の審議会等との統合が可能なものの。